

第9期 大和市
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
(令和6～8年度)

ダイジェスト版

令和6年3月
大 和 市

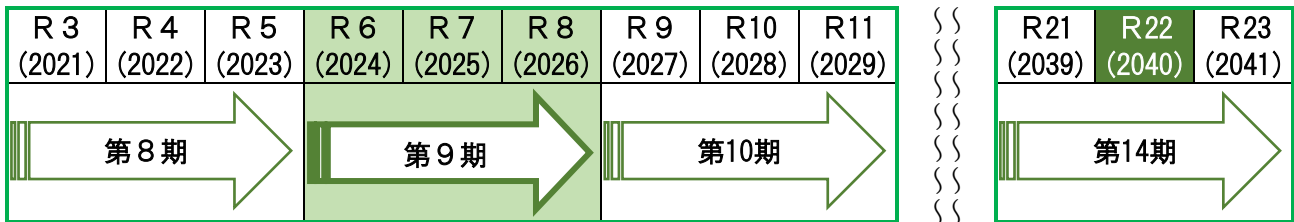
1 計画策定にあたって

(1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画とは

本市では、健康でいきいきと活躍している高齢者や、身体機能が低下して、誰かの支援や介護を必要とする高齢者等、様々な人々が暮らしています。一人ひとりの高齢者の身体の状態や生活環境にふさわしい施策を実施するため、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体の計画として策定したものです。

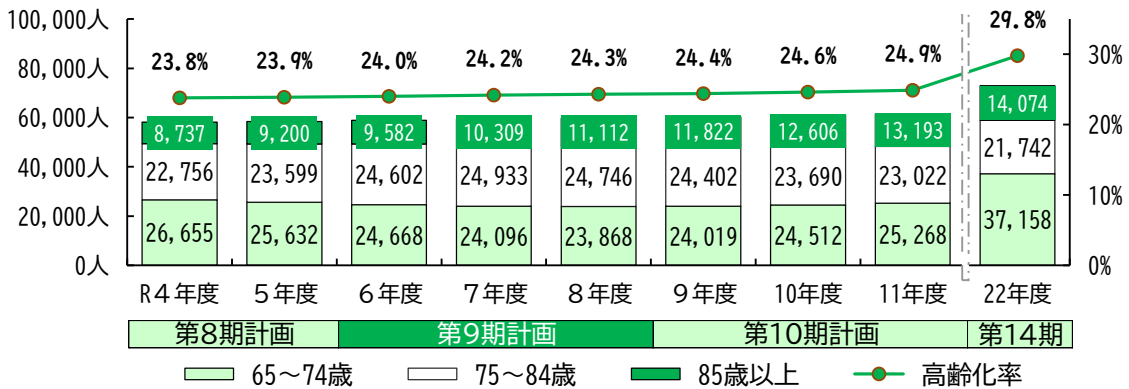
(2) 計画期間

第9期計画の計画期間は、いわゆる団塊の世代全員が75歳以上になる令和7年度（2025年度）を含む、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間となります。また、団塊ジュニア世代が65歳以上になる令和22年度（2040年度）も見据えた内容になります。



(3) 大和市の高齢者を取り巻く状況

1) 高齢者（65歳以上）人口と高齢化率の推移



2) 大和市の高齢者（65歳以上）人口と要支援・要介護認定者数の推移

(単位：人)	第8期計画		第9期計画			第10期計画			第14期 令和 22年度
	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	
高齢者人口	58,148	58,431	58,852	59,338	59,726	60,243	60,808	61,483	⇒ 72,974
認定者数	10,974	11,372	11,992	12,370	12,717	13,154	13,564	13,903	⇒ 14,950
40～64歳	312	311	317	318	320	320	320	320	⇒ 291
65歳以上	10,662	11,063	11,675	12,052	12,397	12,834	13,244	13,583	⇒ 14,659
65歳以上の認定率	18.3%	19.5%	19.8%	20.3%	20.8%	21.3%	21.8%	22.1%	⇒ 20.1%

※各年度10月1日時点

※令和5年度までは実績値、令和6年度以降はコーホート要因法による推計値

3) 要支援・要介護認定状況の推移

			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
前期高齢者	65～74歳	認定者数	1,365人	1,374人	1,413人	1,340人
		対象者数	28,018人	27,972人	27,962人	26,655人
		認定割合	4.9%	4.9%	5.1%	5.0%
後期高齢者	75～84歳	認定者数	4,234人	4,187人	4,132人	4,263人
		対象者数	21,651人	21,923人	21,744人	22,756人
		認定割合	19.6%	19.1%	19.0%	18.7%
	85歳以上	認定者数	4,290人	4,464人	4,842人	5,059人
		対象者数	7,026人	7,599人	8,226人	8,737人
		認定割合	61.1%	58.7%	58.9%	57.9%

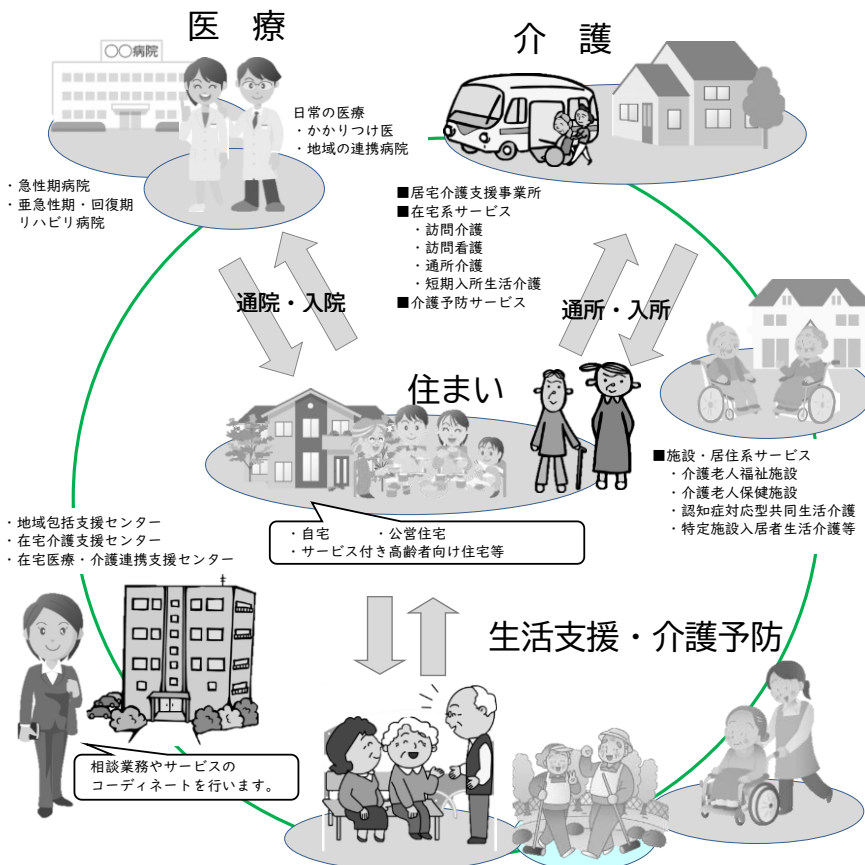
※各年度10月1日時点

4) 要支援・要介護認定を受けている認知症高齢者の推移(保健と福祉より)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
認知症高齢者数※	2,986人	3,017人	3,071人	3,237人

※ここでは、要支援・要介護認定者のうち、屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしには外出しない「障害高齢者の日常生活自立度ランクAまで」かつ日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意すれば自立できる状態の「認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ」以上の高齢者を認知症高齢者としてカウントしています。(障害高齢者の日常生活自立度：自立～A2、認知症高齢者の日常生活自立度：Ⅱb～M)

(4) 地域包括ケアシステム



地域包括ケアシステムは、地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制のことであります。

保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じてつくりあげていくことが必要とされています。

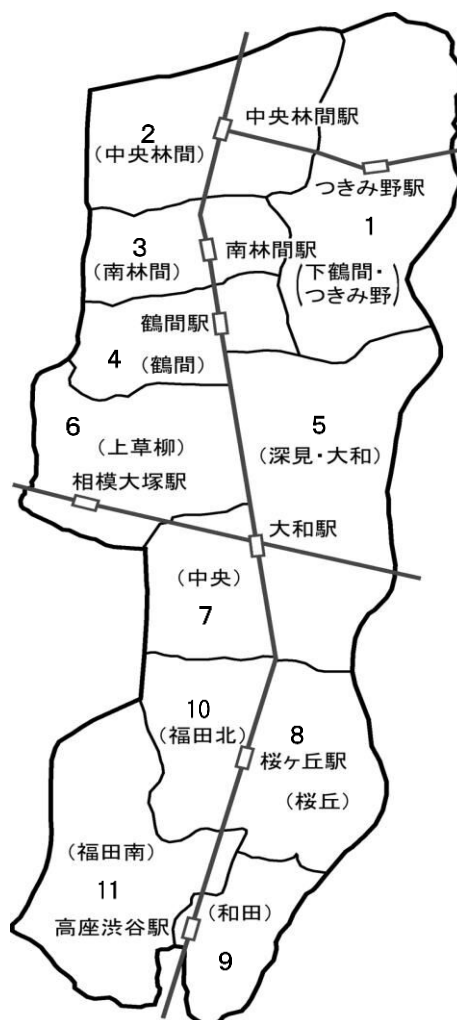
大和市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、シルバー人材センター、自治会、シニアクラブ、ボランティア、NPO法人、民生委員・児童委員、協議体、認知症サポーター、企業等

(5) 日常生活圏域の設定

市域を「地理的条件」「人口」「交通事情その他社会的条件」等を勘案して身近な生活圏で分けしたものを『日常生活圏域』といいます。

本市では、日常生活圏域を民生委員・児童委員の地区割に合わせて11地区に区分しています。

地区ごとに人口や高齢化率等の地域特性があることから、この地域特性を日常生活圏域ごとに把握した上で、住み慣れた地域で暮らせるための高齢者施策を考える必要があります。



2 計画の方向性

(1) 基本理念

一人ひとりが自分らしく いきいきと暮らせるまち

(2) 基本目標

基本目標1 年を重ねても元気でいられるまち

- 個別目標1-1 生きがいや張り合いを持って暮らせるような取組を拡充します
- 個別目標1-2 健康づくり・介護予防に取り組みます

基本目標2 すべての高齢者にやさしいまち(地域共生社会の実現)

- 個別目標2-1 お互いにささえ合い、安心して暮らせる仕組みづくりを進めます
- 個別目標2-2 認知症を理解し、認知症の人が安心して暮らせる地域づくりを進めます
- 個別目標2-3 在宅医療・介護の連携強化を図ります
- 個別目標2-4 災害や感染症対策に係る体制を整備します

基本目標3 安心して介護が受けられるまち

- 個別目標3-1 介護保険制度運営の適正化に取り組みます
- 個別目標3-2 介護保険サービスの質の確保・向上、計画的な基盤整備を図ります

3 施策の展開

基本目標1 年を重ねても元気でいられるまち

個別目標1-1 生きがいや張り合いを持って暮らせるような取組を拡充します

【重点施策】 施策1-1-1: 高齢者が活躍できる場や機会の提供

- 生活支援体制整備(協議体の設置・支え合い推進員の配置)
- シルバー人材センター支援
- 介護予防ポイント事業
- 認知症サポーター養成講座・キッズサポーター養成講座
- やまとボランティア総合案内所
- やまとボランティアセンター
- シニアクラブ育成支援(友愛チーム活動支援等)
- 介護予防サポーター養成事業
- 認知症サポーター育成ステップアップ講座
- ふれあいネットワーク事業
- 公共職業安定所

施策1-1-2: 高齢者のための居場所づくり・生きがいづくり

- 地域の居場所
- シニアクラブ育成支援(友愛チーム活動支援等)
- 敬老祝品支給事業
- 老人福祉センター運営事業
- 高齢者入浴サービス
- やまと生涯学習ねっとわあく制度
- ひまわりサロン
- はり・きゅう・マッサージ治療費助成
- 老人集会所の指定
- 生きがいづくりバス借上助成
- 福寿カード
- 高齢者福祉農園
- やまと生涯学習出前講座「どこでも講座」
- ふれあいネットワーク事業

個別目標1-2 健康づくり・介護予防に取り組みます

施策1-2-1: 健康診査・各種検診等の推進

- 特定健康診査
- 各種がん検診
- 成人歯科保健
- 後期高齢者人間ドック助成事業
- 長寿健康診査
- 骨粗しょう症検診
- 国民健康保険人間ドック助成事業

【重点施策】 施策1-2-2: 各種健康づくり事業の推進

- 健康相談
- 糖尿病(性腎症)重症化予防と低栄養予防
- 成人歯科保健
- ヤマトン健康ポイント
- 大和市食生活改善推進員の活動
- やまと24時間健康相談
- 熱中症対策
- 健康教育
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
- やまとウォーキンピック
- 大和市健康普及員の活動
- 健康情報サービスの提供
- 受動喫煙防止の取組
- 専門医師による精神保健福祉相談

【重点施策】 施策1-2-3: 介護予防・日常生活支援総合事業(一般介護予防事業)の強化

- 介護予防把握事業(介護予防アンケート)
- 介護予防普及啓発事業
- 地域介護予防活動支援事業(介護予防サポーター養成事業、介護予防ポイント事業、ふれあいネットワーク事業)
- 一般介護予防事業評価事業
- 地域リハビリテーション活動支援事業
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

基本目標2 すべての高齢者にやさしいまち（地域共生社会の実現）

個別目標2-1 お互いにささえ合い、安心して暮らせる仕組みづくりを進めます

施策2-1-1:地域共生社会の実現に向けた取組

- 地域福祉計画の推進
- 生活支援体制整備（協議体の設置・支え合い推進員の配置）
- 共生型サービス事業所の指定
- 地域ケア会議の充実

施策2-1-2:地域における見守り体制・ネットワークの構築

- 在宅高齢者声かけ訪問調査
- 民生委員・児童委員の見守り活動支援
- 地域の見守りと安心できるまちづくりに関する協定
- 救急医療情報キット
- 災害時社会福祉施設等を避難施設として利用する協定の締結
- 在宅要支援・要介護認定者向けの調査
- 敬老祝品支給事業
- 高齢者見守りシステム
- 避難行動要支援者支援制度
- ふれあいネットワーク事業

【重点施策】 施策2-1-3:地域包括支援センターの機能強化

- 地域包括支援センターの機能強化
- 在宅介護支援センター
- 地域ケア会議の充実
- 地域包括支援センター運営協議会

【重点施策】 施策2-1-4:介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）の充実

- 訪問型サービス（介護予防訪問型サービス、訪問型サービスA（基準緩和）、訪問型サービスB・D（住民主体）、訪問型サービスC（短期集中予防サービス））
- 通所型サービス（介護予防通所型サービス、通所型サービスA（基準緩和）、通所型サービスB（住民主体）、通所型サービスC（短期集中予防サービス））
- 介護予防ケアマネジメント
- 介護予防・生活支援サービス事業の対象者や単価の弾力化

施策2-1-5:高齢者の住まいに関する支援の充実

- 住宅改修費の支給
- 建築物の耐震化等促進事業（家具転倒防止器具取付支援）
- 建築物の耐震化等促進事業（不燃化・バリアフリー化改修工事費補助）
- サービス付き高齢者向け住宅・住宅型有料老人ホームの情報提供（神奈川県と連携した設置状況等の把握・共有）
- サービス付き高齢者向け住宅・住宅型有料老人ホームへの指導
- 養護老人ホーム等への措置
- あんしん賃貸支援事業
- シルバーハウジング（高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業）
- ユニバーサルデザイン推進事業

施策2-1-6:日常生活への支援

- 生活支援体制整備（協議体の設置・支え合い推進員の配置）
- シルバー人材センター支援
- 地域の居場所
- コミュニティバス運行事業
- 高齢者おでかけ支援事業
- ふれあい収集
- おひとりさま等の終活支援
- ふれあいネットワーク事業
- 訪問理髪サービス
- 総合事業（訪問型・通所型サービス等）
- やまとボランティア総合案内所
- 福祉用具の貸与・福祉用具購入費の支給
- 地域乗合交通創出支援事業
- 福祉車両利用助成事業
- シルバー・ドライブ・チェック
- こもりびと支援事業
- やまとボランティアセンター
- 車いすの貸出

施策2-1-7:家族介護支援サービスの充実

- 紙おむつ支給
- 家族介護者教室
- 公認心理師による認知症個別相談・介護者交流会
- 家族介護慰労金支給
- (地域包括支援センター主催)介護者交流会の支援
- 車いすの貸出

施策2-1-8:高齢者の権利擁護・虐待防止の推進

- 高齢者虐待に関する普及啓発事業
- 緊急一時入所事業
- 消費生活出前講座の実施
- 高齢者虐待の早期通報・早期対応
- 養護老人ホーム等への措置
- 日常生活自立支援事業:あんしんセンター

施策2-1-9:成年後見制度の利用促進

- 成年後見制度に関する普及啓発(成年後見制度講演会・相談会)
- 成年後見制度の利用促進
- 成年後見制度の利用促進(消費者被害防止)
- 市長申立
- 成年後見制度利用支援

個別目標2-2 認知症を理解し、認知症の人が安心して暮らせる地域づくりを進めます

【重点施策】 施策2-2-1:認知症に対する理解促進と本人発信支援

- 認知症講演会
- 認知症に関する普及・啓発イベント
- 認知症サポーター育成ステップアップ講座
- 認知症ケアパスの普及
- 認知症サポーター養成講座・キッズサポーター養成講座

【重点施策】 施策2-2-2:認知症予防の取組

- 認知症予防セミナー(コグニサイズ)
- コグニバイク設置関連事業
- 通所型サービスC(短期集中予防サービス)
- 認知症予防コグニサイズ事業
- タブレットを活用した認知機能の検査

【重点施策】 施策2-2-3:早期発見・早期対応に向けた体制の整備

- 認知症総合相談窓口「認知症灯台」
- 認知症コンシェルジュ(認知症地域支援推進員)
- 地域ケア会議の充実
- タブレットを活用した認知機能の検査
- 認知症初期集中支援チーム
- 認知症ケアに携わる多職種協働研修
- 認知症ケアパスの普及

【重点施策】 施策2-2-4:認知症の人や介護者に対する支援

- 若年性認知症 本人・家族ミーティング「わすれな草の会」の開催支援
- 「チームオレンジ」設置
- 成年後見制度の利用促進(消費者被害防止)
- (市・地域包括支援センター主催)認知症カフェ
- (地域包括支援センター主催)介護者交流会の支援
- はいかい高齢者等SOSネットワーク
- はいかい高齢者個人賠償責任保険事業
- 地域の見守りと安心できるまちづくりに関する協定
- 日常生活自立支援事業:あんしんセンター
- 社会参加活動のための体制整備
- 認知症高齢者の虐待防止
- (市民主催)認知症カフェ運営費補助事業
- 公認心理師による認知症個別相談・介護者交流会
- はいかい高齢者等位置確認支援事業
- グループホーム家賃等助成事業
- 専門医師によるものわすれ相談・精神保健福祉相談

施策2-2-5:認知症バリアフリーの推進

- 認知症サポーター養成講座・キッズサポーター養成講座
- 認知症サポーター育成ステップアップ講座
- 地域の見守りと安心できるまちづくりに関する協定
- 成年後見制度の利用促進(消費者被害防止)
- はいかい高齢者個人賠償責任保険事業

個別目標2-3 在宅医療・介護の連携強化を図ります

【重点施策】 施策2-3-1:在宅医療・介護の連携強化

- 在宅医療・介護連携推進事業
- 地域の医療・介護情報の提供
- 医療と介護を一体的に行うサービスの充実

個別目標2-4 災害や感染症対策に係る体制を整備します

施策2-4-1:災害や感染症に対する備えの充実

- 緊急時・災害時に備えた対応の周知啓発・研修
- 緊急時・災害時に対する調達・輸送体制の整備
- 緊急時・災害時の応援体制の構築
- 新たな感染症が流行した際の感染防止対策や検査方法、予防接種等についての正しい情報提供
- 避難行動要支援者支援制度

基本目標3 安心して介護が受けられるまち

個別目標3-1 介護保険制度運営の適正化に取り組みます

【重点施策】 施策3-1-1:要支援・要介護の認定の適正化

- 認定有効期間の延長
- 認定審査会の審査簡素化
- 認定調査結果点検
- 認定者のサービス利用状況確認
- 認定申請相談体制の見直し
- ケアマネジャー等事業者への啓発

【重点施策】 施策3-1-2:介護給付の適正化

- ケアプラン点検
- 福祉用具購入・住宅改修の実態点検
- 給付実績の検証
- 福祉用具貸与価格の上限設定
- 縦覧点検・医療情報との突合
- 各種利用者負担軽減措置の審査
- 生活期リハビリテーション対象者への重度化防止に向けた取組

施策3-1-3:公平で安定的な介護保険の運営

- 適正な資格管理
- 第1号被保険者保険料の賦課・徴収・還付
- 制度の周知と趣旨普及に向けた施策の実施
- 公費による低所得者への保険料軽減措置
- 滞納者に対する滞納整理と給付制限
- 保険料の徴収猶予及び減免
- 利用者負担割合の決定

個別目標3-2 介護保険サービスの質の確保・向上、計画的な基盤整備を図ります

【重点施策】 施策3-2-1:介護従事者の確保と育成

- 介護職員の人材確保
- 介護ロボット・ICTの導入支援

施策3-2-2:介護保険サービスの質の確保・向上

- 事業者の指定及び指導等
- 介護サービス相談員の派遣
- 苦情相談
- ケアプラン点検
- 福祉用具購入・住宅改修の実態点検
- 給付実績の検証

施策3-2-3:介護保険サービス基盤の整備

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備
- 看護小規模多機能型居宅介護の整備
- 地域密着型サービスの市町村域を超えた利用（広域利用）

4 介護保険事業費と保険料

(1) 介護給付費等及び第1号被保険者保険料の算定

1) 介護給付費等の見込み

介護保険サービスを利用した場合にかかる費用のうちの原則1割（一定以上所得のある人は2割又は3割）を利用者が負担し、残りは公費や保険料から給付されます。この介護サービスや介護予防サービスの給付にかかる費用に、利用者の負担を軽減するための費用（高額サービス等諸費、特定入所者介護サービス等諸費、介護保険サービスにかかる費用の請求に対する審査・支払いに要する審査支払手数料）を加えたものを「標準給付費」といいます。この標準給付費に介護予防・日常生活支援総合事業費や包括的支援事業・任意事業費からなる「地域支援事業費」を加えたものを「介護給付費等」といいます。

要支援・要介護認定者数の増加に伴い、介護給付費等の増加が見込まれます。介護給付費等の見込み金額は、令和6年度には約192億円ですが、毎年3～5%程度の上昇を続け、令和8年度には約209億円に達すると見込まれます。3年間では総額603億円程度が見込まれます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
標準給付費見込額	18,172,424,327円	19,227,573,895円	19,864,670,491円	57,264,668,713円
地域支援事業費	992,009,553円	978,723,608円	1,044,859,841円	3,015,593,002円
サービス給付費総額	19,164,433,880円	20,206,297,503円	20,909,530,332円	60,280,261,715円

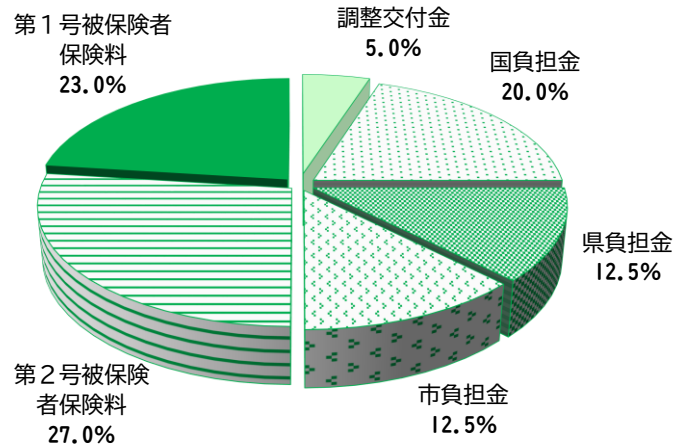
※小数点以下を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合もあります。

2) 第1号被保険者の保険料の算出

① 第1号被保険者負担割合

介護給付費等の財源は公費と保険料で賄われ、その比率は50%ずつです。財源の内訳は、原則、公費が国 25%、都道府県 12.5%、市区町村 12.5%、保険料が第1号被保険者（65歳以上）保険料 23%、第2号被保険者（40歳以上 64歳以下）保険料 27%です。

第1号被保険者の負担割合は、これまで、3か年の見直しの度に1ポイントずつ増加してきましたが、第9期計画においては、第8期と同様、23%のまま据え置きとなっています。



② 調整交付金相当額負担分

国の負担割合 25%のうち5%部分については、市町村の責によらない、市町村間の財政力の差の解消を目的とした、調整交付金として市町村に交付されます。調整交付金の交付率は、「前期高齢者と後期高齢者（75～84歳、85歳～の2区分）の1人あたりの介護給付費」と「高齢者の所得水準による保険料水準の格差」をもとに算定されることとなります。具体的な交付見込率と交付見込額は、令和6年度は2.34%で4億4,002万9千円、令和7年度は2.78%で5億5,152万8千円、令和8年度は3.16%で6億4,890万円となっています。

③ 介護保険給付準備基金

介護保険給付準備基金（実際に支払われた介護給付費と介護保険料収入の差額によるもの）を取り崩すことによって、介護保険料の上昇緩和に活用します。第8期計画期間においては、新型コロナウイルス等の影響もあり、認定者数、サービス利用量ともに見込みを下回ったこと等の理由により、令和5年度末残高は約12億円になる見込です。なお、第9期計画では、保険料の上昇を抑制するために、この基金から8億5,000万円を取り崩す予定です。

④ 保険料の基準額

介護給付費等の総額に、第1号被保険者の負担割合（23%）を乗じて第1号被保険者負担額を算出し、保険料上昇緩和のための介護給付準備基金取崩額を差し引いた額を、第9期計画期間中の補正後第1号被保険者数で割って求めた金額が、保険料の基準額となります。

⑤ 公費による保険料軽減

平成26年6月の介護保険法改正により、住民税非課税世帯の第1号被保険者の保険料軽減を行う仕組みが設けられました。保険料軽減の第1段階として平成27年4月より実施され、令和元年10月からは、10%となった消費税の増税分を財源とした第2段階の軽減が、令和元年度から令和5年度にかけて実施されており、令和6年度以降についても軽減割合に変更はありますが、引き続き実施されます。

(2) 第9期介護保険事業計画における第1号被保険者の保険料

所得段階	対象となる人	保 険 料		
		保険料率	月額	年額
第1段階	生活保護受給者、または老齢福祉年金受給者で世帯非課税の人	0.285	1,848円	22,179円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.285	1,848円	22,179円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	0.485	3,145円	37,742円
第4段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入金額と合計所得金額の合計が年間120万円を超える人	0.685	4,442円	53,306円
第5段階	本人が住民税非課税で世帯の中に住民税課税者がいる人で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が年間80万円以下の人	0.900	5,836円	70,038円
第6段階 (基準)	本人が住民税非課税で世帯の中に住民税課税者がいる人で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が年間80万円を超える人	1.000	6,485円	77,820円
第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が125万円未満の人	1.100	7,133円	85,602円
第8段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が125万円以上210万円未満の人	1.200	7,782円	93,384円
第9段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.500	9,727円	116,730円
第10段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	1.700	11,024円	132,294円
第11段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	1.900	12,321円	147,858円
第12段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	2.100	13,618円	163,422円
第13段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	2.300	14,915円	178,986円
第14段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が720万円以上800万円未満の人	2.400	15,564円	186,768円
第15段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	2.700	17,509円	210,114円
第16段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の人	3.100	20,103円	241,242円
第17段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満の人	3.600	23,346円	280,152円
第18段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が2,000万円以上2,500万円未満の人	3.850	24,967円	299,607円
第19段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が2,500万円以上3,500万円未満の人	4.300	27,885円	334,626円
第20段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が3,500万円以上の人	5.200	33,722円	404,664円

※公的年金等収入金額：市民税の課税対象になる公的年金等の収入金額を公的年金等収入金額として扱いますが、遺族年金や障害者年金は課税の対象にならないため、公的年金等収入金額として扱いません。

※合計所得金額：収入から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除、医療費控除及び不動産や株式の譲渡損失等の控除前の金額のことで、

※課税・非課税の判定は、当該年度の市民税で判定します。

※(参考) 保険料軽減前の保険料率・月額保険料

軽減前保険料率 ……第1段階=0.455、第2段階=0.455、第3段階=0.685、第4段階=0.690

軽減前保険料 ……第1段階=2,950円、第2段階=2,950円、第3段階=4,442円、第4段階=4,474円

5 相談窓口一覧

(1) 高齢福祉・保健・介護保険等に関する窓口

相談内容	担当課名	連絡先	住所
高齢福祉の総合相談	人生 100 年推進課	☎260-5611	保健福祉センター 4 階 (鶴間 1-31-7)
健康づくりに関すること	健康づくり推進課	☎260-5803	保健福祉センター別館 3 階 (鶴間 1-31-7)
介護保険について	介護保険課	☎260-5169	市役所 1 階 (下鶴間 1-1-1)
大和市社会福祉協議会	ボランティア振興課	☎260-5643	保健福祉センター 4 階 (鶴間 1-31-7)
	生活支援課	☎260-5634	市役所第 2 分庁舎 1 階 (鶴間 1-25-15)
在宅介護等の相談、 福祉サービスの代行申請等	在宅介護支援 センター・みなみ風	☎264-1000	上草柳 164-5

(2) 身近な相談窓口『地域包括支援センター』

地域包括支援センター名	連絡先	住所	担当地区
中央林間地域包括支援センター (プレマ会)	☎271-5572	中央林間 8-25-8 LAPLA 中央林間 2F	◎中央林間 ◎中央林間西
下鶴間つきみ野地域包括支援センター (ロゼホームつきみ野)	☎272-7061	下鶴間 418-2	◎下鶴間 ◎つきみ野
南林間地域包括支援センター (サンホーム鶴間)	☎271-5706	南林間 1-4-18 ジュネス南林間 2-1	◎南林間 ◎林間
鶴間地域包括支援センター (サンホーム鶴間)	☎271-2770	西鶴間 8-1-2	◎鶴間 ◎西鶴間
深見大和地域包括支援センター (大和 YMCA)	☎264-3192	大和東 3-3-16	◎深見西 ◎深見東 ◎深見 ◎深見台 ◎大和東 ◎大和南
上草柳・中央地域包括支援センター (晃風園)	☎263-1108	草柳 2-15-1	◎上草柳 ◎桜森 ◎中央 ◎草柳 ◎下草柳 ◎柳橋 (1・4 丁目)
福田北地域包括支援センター (敬愛の園)	☎267-9992	柳橋 2-11 (まごころ地域福祉センター内)	◎柳橋 (2・3・5 丁目) ◎福田 (1~8 丁目)
桜丘・和田地域包括支援センター (和喜園)	☎268-2621	下和田 822-1	◎上和田 ◎下和田 ◎福田 (2339~2617、5506~5696)
福田南地域包括支援センター (敬愛の園)	☎269-9001	福田 1551	◎代官 ◎渋谷 ◎福田 (1~8 丁目、2339~2617 と 5506~5696 を除く)

※担当地区は発行時点のものとなります。

第9期 大和市 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(令和6~8年度) ダイジェスト版

令和6年3月

【発行】大和市

【企画・編集】大和市 健康福祉部 人生 100 年推進課・介護保険課・健康づくり推進課

■人生 100 年推進課 / 健康づくり推進課

〒242-0004 神奈川県大和市鶴間一丁目 31 番 7 号 TEL 046-260-5611 / 046-260-5803

■介護保険課

〒242-8601 神奈川県大和市下鶴間一丁目 1 番 1 号 TEL 046-260-5169